

大和市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年2月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第1号

大和市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年大和市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業の承認ができる大学等課程の履修)

第2条 条例第2条の規則で定める課程の履修は、一般社団法人日本看護系大学協議会が認定する専門看護師教育課程の履修とする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第3条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第4条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第5条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第6条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る人事発令通知書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、大和市人事事務取扱規程(昭和47年大和市訓令第7号)第7条の人事発令通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合
(報告等)

第8条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況報告書により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、条例第9条第1項の報告について準用する。

3 第6条の規定により職務に復帰した職員は、自己啓発等の成果を証明できる書類を添えて、速やかに自己啓発等休業結果報告書を提出するものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 条例第10条の規則で定める日は、大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）第19条に規定する昇給日とする。

(条例第11条第2項の退職手当の取扱いに係る要件)

第10条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される大和市職員の退職手当に関する条例（昭和38年大和市条例第19号。以下「退職手当条例」という。）第6条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の条例第2条の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日までに、任命権者の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第6条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（退職手当条例第4条第2項の通勤（他の法令等の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令等の規定により公務とみなされる業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合（法第28条の3第1項の期限又は同条

第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

ウ 退職手当条例第20条の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2) 法第29条の規定により停職にされた期間

(3) 法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて職員団体の業務にもっぱら従事した期間

(4) 条例に基づく自己啓発等休業をした期間

(5) 大和市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年大和市条例第19号）に基づく配偶者同行休業をした期間

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく育児休業をした期間

(7) 前各号の期間に準ずる期間

（様式）

第11条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	自己啓発等休業承認申請書	第4条
第2号様式	自己啓発等休業状況報告書	第8条
第3号様式	自己啓発等休業結果報告書	第8条